

広島県選挙管理委員会告示第二十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設に、別表のとおり変更があつた旨、江田島市選挙管理委員会から報告があつた。

令和六年四月二十五日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

指 定 施 設		変 更 項	変 更 後
名 称	所 在 地		
江南ふれあいセンター	江田島市江田島町江南二丁目8番22号	名称	江南交流プラザ
津久茂児童館	江田島市江田島町津久茂三丁目1番23号	名称	津久茂交流プラザ